

制 度 名	ふるさとのづくり支援事業 【一般財団法人地域総合整備財団】	主管課名	地域振興課 企画調整 G		
		問合せ先	029-301-2774		
目的・趣旨	企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が補助を行う場合に、当該市町村に対し補助金を交付することで、地域における投資や雇用の創出の促進を図る。				
〔対象団体〕 市町村					
〔対象事業〕 補助を受ける企業等が自ら研究・開発するもので、次のいずれかに該当するもの。 (1) 新商品開発等支援補助金 将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業。（経費の規模に応じて補助金を交付） (2) 販路開拓支援補助金 これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業。					
〔補助要件等〕 ・国庫補助を受けているものは対象外 ・市町村の補助を受けようとする企業等が債務超過の状況にある場合は対象外 ・研究開発の主要な部分を委託するものは対象外（D タイプ補助金を除く）					
〔対象経費〕 市町村が補助する企業等の新商品の研究開発、事業化、市場調査、販路開拓等に必要なとなる経費					
〔補助限度額等〕 (1) 新商品開発等支援補助金 1,500 万円（対象経費の 1/2～7/10 以内） (2) 販路開拓支援補助金 300 万円（対象経費の 7/10～9/10 以内） ただし、補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域（旧過疎地域に限る）等において行われる場合には 7/10～9/10 以内。					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村				1/10	6/10
〔令和 7 年度当初予算額〕		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 3 月頃決定予定			
〔備考〕 一般財団法人地域総合整備財団からの補助。翌年度の事業の募集案内は、毎年 9 月頃に同財団から県を通じて行われる。					